

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、以下の追加型証券投資信託につきまして、信託を終了（繰上償還）することについて、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

- ・DIAMグローバル総合債券ファンド（毎月決算型）
- ・DIAMグローバル総合債券ファンド（年1回決算型）
（以下、それぞれを「各ファンド」といいます。）

2. 信託終了（繰上償還）の理由

各ファンドは平成26年3月25日に設定し、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ってまいりました。しかしながら、各ファンドは純資産総額の低水準での推移が続いており、各ファンドともに受益権口数が信託約款に定められた口数（10億口）を下回る状態となっております。

このような状況に鑑み、信託約款上の運用の基本方針に則った運用の継続が困難になっておりますため、弊社といたしましてはこのまま運用を継続するよりも、各ファンドを繰上償還することが受益者のみなさまにとって有利であると判断いたしました。

3. 信託終了（繰上償還）までの日程について

- ・受益者および受益権口数の確定日 : 平成29年12月25日
- ・書面による議決権行使期限 : 平成30年2月1日
- ・書面決議の日 : 平成30年2月2日
- ・繰上償還日（予定） : 平成30年3月2日

4. 書面決議の手続きについて

各ファンドの信託終了に関する手続きは、平成29年12月25日現在の受益者に対して、書面決議にて賛否を問う方法により行います。

本決議は、各ファンドの議案に議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、投資信託契約の解約の届出を行い、平成30年3月2日に繰上償還いたします。

なお、各ファンドは、議決権の行使期間中および書面決議後も、通常どおり一部解約のお申し込みを受付けることにより公正な価格が一部解約金として受益者に支払われます。そのため、本議案に反対された受益者が、各ファンドの受託会社に対し、受益権の買取請求を行うことはできません。

以上

平成29年12月25日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメントOne株式会社